

総基料第45号
平成15年3月24日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 上野 至大 殿

総務省総合通信基盤局長
有 富 寛 一 殿

メガデータネットのPVCメニューに係る接続料に関して
講ずべき措置について

標記に関し、平成15年3月14日に情報通信審議会から「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について（Bフレッツ・サービスのニューファミリー(100Mb/s)タイプの提供に用いられる設備に関する接続料及びルーティング伝送機能(地域IP網)の接続料の改定について)」の諮問に対する答申(情審通第38号)において、別紙のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

記

メガデータネットのPVCメニューに関し、貴社において、接続料の設定について早急に検討を行った上で接続約款の変更申請を行うこと。

(別紙)

(答 申)

平成15年1月29日付け諮問第1088号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1. 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
2. なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

メガデータネットのPVCメニューに関し、NTT東日本・西日本において、接続料の設定について早急に検討を行った上で接続約款の変更申請を行うこと。（考え方3）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 (Bフレッツ・サービスのニューファミリー(100Mb/s)タイプの提供に用いられる設備に関する接続料及び
 ルーティング伝送機能(地域IP網)の接続料の改定について)

1 総論	
意見	考え方
<p>意見1 ポトルネック設備である加入者区間において公正な競争環境を整備するためADSLと同様に1ユーザ単位での料金適用を行うべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 今般、NTT東日本におかれまして、Bフレッツ・サービスのニューファミリー(100Mb/s)タイプの提供に用いられる設備に関する接続料(以下、「光アクセスライン」と言う。)、及び東・西NTTにおかれまして、ルーティング伝送機能(地域IP網)に関する接続料の見直し申請を行っておりますが、従前どおり、接続事業者が東・西NTTのユーザ料金レベルに設定出来ない料金構造には変わりなく、公正競争が阻害されるものと考えます。</p> <p>こういった料金構造の理由付けを含め、現状のADSL等のルールや進展に対する妥当性が、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務の認可(平成15年2月19日)」の総務省の考え方において記されました。</p>	<p>既にBフレッツ・サービス/ニューファミリータイプの提供に用いられる設備については、アンバンドル化され、既に設備単位で接続料が設定されている。</p> <p>しかしながら、指摘のとおり、このアンバンドル形態は1事業者が1OLT以下の設備(OSU単位)を32ユーザで共用する方法であり、特に光サービスの需要が小さい場合には提供事業者の負担が大きくなることが予想される。また、光ファイバを事業者単位で専用することから、非効率なネットワーク構成となり、場合によってはどの事業者も収支が均衡するレベルまで収容率を高めることができなくなる可能性がある。</p> <p>他方、1回線単位の接続料を設定し、複数事業者によって1OLT以下の設備を共用するためには、以下の課題を解消することが必要である。</p>
<p><small>(NTT東日本及びNTT西日本の業務範囲拡大に係る認可申請に関する意見照会の結果と総務省の考え方)</small></p> <p><small>考え方34 ...、(四)、... 既にダークファイバ等のアンバンドルやコロケーションといった接続ルールが整備され、他事業者がNTT東西と同等の条件で競争を行い得る環境は整備されつつあり、例えばDSLについては、既に各事業者がみずからDSLAM等を収容局に設置して設備ベースの競争が行われた結果、NTT東西のシェアは約40%まで低下したものである。</small></p> <p><small>【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務の認可 -平成15年2月19日-】</small></p>	<p>① OLTがユーザ単位で各事業者に通信を振り分けることが必要となるが、現行のOLTにそのような機能はない。したがって、OLTにそのような機能を追加するか、OLTの上位に振分装置を追加的に設置することが必要となる。</p>
<p>このような考え方に対し、当社としてはADSLの競争進展は、もともと1足回り加入者区間(メタル回線)において、1ユーザ単位での料金適用(ユーザ基本料、メタル単独接続料)が整理されており、競争環境が整備されていたことによると考えます。</p> <p>一方、光ファイバの場合、加入光ダークファイバの料金水準は依然として高価であり、需要拠点個々に対しては、光ファイバの特性を生かした複数拠点に対し1光ファイバを共用する方法で、ユーザ料金を低廉化させ、FTTHの進展を図る施策が有効となっています。</p> <p>しかしながら、現在のBフレッツアンバンドルの設備ベースでは、1事業者が1光ファイバを32ユーザで共用する方法であり、同一エリアにおいても各事業者が各々設備を設けなければならないため、二重三重といった設備を設けることとなります。</p> <p>従って、通信インフラ全体の効率化推進の観点からは大きくかけ離れたものとなり、業界全体で無駄な設備をもつことになり、来るべきIT国家創設の大きな妨げになるものと考えます。</p> <p>また、電柱、管路、局舎は一体とした基礎的通信インフラと考えており、その全てを所有する東・西NTTは、</p>	<p>② 電話回線や専用線のように帯域・品質が保証されていないベストエフォート型サービスであるため、場合によっては事業者間においてどのような品質のサービスを提供するか調整する必要があり、サービス内容に制約が設けられる可能性がある。</p> <p>回線単位の接続料設定については、他事業者による参入が容易になることや光サービスを効率的に進展させることのメリットと、①による追加的コスト及び②によるサービス内容の制約を勘案し、その是非が判断されるべきである。その際には、光サービスの時代において、シェアド・アクセス型のサービスが果たすべき役割を踏まえ、利用者が低廉かつ良質な光サービスを受けるため、どのような競争政策が適当かといった観点から検討がなされるべきである。</p>

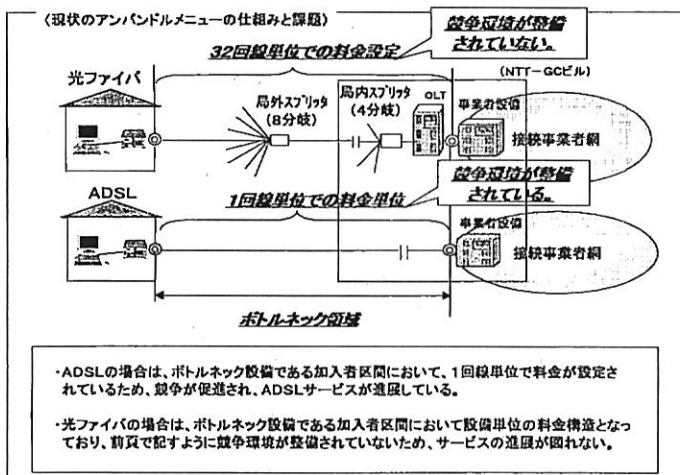
接続事業者よりもはるかに光ファイバを容易に敷設することが可能で、既得権を持つことから、加入者回線区間については、依然としてボトルネック性が強いと考えます。

従って、総務省の考え方において、ADSLのみを取り上げブロードバンドにおける競争進展状況が整っていると述べておりますが、ADSLは、ボトルネック設備である加入者区間においてユーザ単位で利用可能であるため、競争が促進される環境が整備されております。

一方、光アクセスは、ユーザ単位ではなく設備単位での適用であり、事業者個々の利用形態によって、費用対効果が大きく異なるというこれまでにないアンバンドル形態となっております。

前述の光アクセス区間のボトルネック性の指摘から接続料の同一性担保が公正競争環境の必要最低限の条件と考えます。

ボトルネック設備である加入者区間において公正な競争環境を整備するためADSLと同様に1ユーザ単位での料金適用を行い、競争環境を整備する必要があると考えます。(KDDI)



意見2 NTT東西の業務範囲の拡大に係る認可申請の際の総務省の考え方を踏まえ、フレッツサービスに利用者単位の料金を設ける必要がある。

考え方2

○ P. 3でも述べさせていただきましたが、32分岐した光アクセスラインを設備ベースで1事業者毎に敷設すると、同一エリアにおいても各事業者が各々設備を設けなければならないため、二重三重といった設備を設けることとなります。すなわち、通信インフラ全体の効率化推進の観点からかけ離れ、事業者毎に無駄な設備を設ける必要があり、利用者料金の低廉化が図れないものになると考えます。

意見にある利用者単位の料金設定がフレッツサービスのホールセール型での提供を意味するのであれば、NTT東日本及びNTT西日本の業務範囲拡大に係る認可申請に関する総務省考え方32にあるとおり、まずは当事者間で技術的な実現可能性、その費用の負担方法等について協議を行うことが適当である。

従って、ユーザ料金を低廉化させるためにも、効率化を図る必要があると考えており、加入者回線区間については、利用者料金毎の接続料金を設けていただく必要があると考えます。

その一手段として、以下の考え方にある各県の網終端

や収容局において事業者振分け機能を具備していただき、当該機能を具備する際には、現在のIPではなく、下位レイヤのプロトコルで、フレッツ足回り区間の利用者回線毎にすべての送受信データを分離できる機能の実現が必要と考えており、東・西NTTで柔軟に対応していただく必要があると考えます。

(NTT東日本及びNTT西日本の業務範囲拡大に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方)

考え方34

…(略)…

ただし、光ファイバを用いたサービスに係る利用者回線単位でのアクセスチャージ化については、その実現に新たなシステム構築等が必要となるものと想定されることであるが、光ファイバをより効率的に低コストで利用することができよう、技術的な実現可能性、その費用負担の在り方等について、他事業者の要望に応じてNTT東西で適宜対応すべきである。

【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務の認可 平成15年2月19日】

また、フレッツサービスは、ボトルネック設備である加入者区間の光アクセスラインと地域IP網を一体として用いているサービスであるため、フレッツサービスとしての利用者回線毎の料金を設けていただくことにおいても、競争環境が整備されることにつながると考えます。

このようなフレッツサービスがボトルネックである光アクセスラインと地域IP網と一体としたサービスといった当社意見に対して、以下のような考え方が示されました。

(NTT東日本及びNTT西日本の業務範囲拡大に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方)

考え方35

地域IP網は、NT東西の局舎間を光ファイバ及び伝送装置で接続するIP通信網である、足回り回線とは異なるものである。今回の認可申請は、これまで地域電気通信業務としてNT東西が行ってきたフレッツサービスについて、フレッツサービスに用いている地域IP網を共同接続することにより、広域化を図るものである。

この点を踏まえて、地域通信市場における競争の進展状況、ボトルネック設備との関連性を重点的に考慮して「おそれの程度」を評価し、当該おそれの程度に応じた措置が講じられているかを審査したものである。

また、県内の地域IP網については、第一種指定電気通信として指定されており、その接続条件については、接続約款に規定されているところである。

なお、NT東西の業務範囲拡大(活用業務)については、地域電気通信業務等に用いられている設備等を活用して行うものであることが法律上明確に規定されているところである。

【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務の認可 平成15年2月19日】

当社が懸念しているのは、接続約款上地域IP網が規定されているといったことではなく、(そもそも実質的に当該アンバンドルメニューについても用いることができません。)フレッツ網が地域IP網とボトルネック設備である加入者回線区間の光ファイバを一体として用いたサービスでありながら、業務範囲を拡大するという点を指摘しております。

つまり、活用業務からの観点からも東・西NTTは、ボトルネック設備である加入者回線区間と一体となったフレッツ網を用いて、サービスを提供するにもかかわらず、一方で接続事業者が実質的に加入者回線区間を用いることができない環境がこのまま継続した場合は、更に公正競争を阻害させる結果になることは明らかであるといったことを指摘しており、再度意見を述べさせていただきます。

従って、P. 6においても述べさせていただきましたが、以下の総務省の考え方32を踏まえ、フレッツサービスの利用者単位の料金を設ける必要があると考えます。(KDDI)

(NTT東日本及びNTT西日本の業務範囲拡大に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方)

考え方32

…(略)…

フレッツサービスに用いられている地域IP網は、ISP識別子による振分け機能を有していることが特徴であり、これによりあらゆるISPの地域IP網への接続可能性を担保しているものである。

仮に、これらのサービスを導入するのであれば、当該機能が作用しないような網改造を実施する必要があるものであり、技術的な実現可能性、その費用負担方法等について、他事業者の要望に応じてNTT東西で適宜対応すべきである。

【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務の認可 平成15年2月19日】

意見3 メガデータネットサービス及びメトロイーサ
(アーバンイーサ) サービスについても、NTT
東日本・西日本においてアクセスチャージを設定
すべき。

考え方3

○ 更に、本件とは直接関係はございませんが、フレッツ
サービスの他にも、メガデータネットサービス及びメト
ロイーサ(アーバンイーサ) サービスについても、東・
西NTTに対してアクセスチャージ化又はキャリアズレ
ート化を要望しておりますが、東・西NTTからは特定
の事業者にアクセスチャージ設定することを、料金算定
上の難しさを理由に拒否されております。

有効競争の確保の観点からは、料金算定上難しいとい
うことを理由に接続料の設定が行われなことは避けな
ければならない上に、いずれのサービスにおいても接続
事業者を限定し、PVCまたはVLAN単位でアクセス
チャージ設定を行うことが困難であることの合理的な根
拠も不明確であると考えます。

これらのサービスについても早急にアクセスチャージ
化することが、東・西NTTの指定設備利用部門と接続
事業者の有効競争条件の確保のため必須であると考えま
す。(KDDI)

現在、KDDI、日本テレコム等の中継系事業者
がLAN系サービスを県を跨いで提供する場合、県内
の足回り回線について、NTT東日本・西日本の提
供するメガデータネット又はメトロイーサ/アー
バンイーサと接続して一体でユーザに提供するこ
とがある。

しかしながら、この場合、料金はぶつ切りで、足
回り回線についてはNTT東日本・西日本が利用者
料金を当該ユーザに請求しているのが実態である。
中継系事業者が主に営業費をかけて顧客を獲得し
ていること及び一体でサービスを提供されること
によるユーザメリットを考慮すれば、少なくとも2
地点間の通信を提供するPVCメニュー(メガデー
タネットのみ)に関しては、現在接続料が設定され
ている接続専用線と利用形態に変わりはないこと
から、NTT東日本・西日本において、接続料の設
定について早急に検討を行った上で接続約款の変
更申請を行うことが適当である。

ただし、多地点間の通信を提供するメガデータネ
ットのCUGメニュー及びメトロイーサ(アーバン
イーサ)については、NTT東日本・西日本が獲得
した他のユーザとも通信できるため、NTT東日
本・西日本が開発・提供しているサービス内容への
依存度が高く、PVCメニューと性質が異なる要素
も認められる。したがって、これらの接続料の設定
については、今春以降予定されている接続ルール
の見直し等の場において慎重に検討されるべきであ
る。

2 Bフレッツ・サービスのニューファミリー(100Mb/s)タイプの提供に用いられる設備との接続に関する接続料の改定

意見	考え方
<p>意見4 本年2月14日付け情通審答申の考え方において、新たな局内ファイバの接続料を用いない理由として、「需要量や設備構成等が大きく変動した場合のみ算定方法を見直す」とされているが、どの程度大きく変動した場合に算定方法を見直すかの基準を設け、明確にすべき。</p> <p>○ 光信号多重分離機能(局内スプリッタ)の接続料金については、今回の接続料の見直しに伴い、新たな局内ファイバの接続料を用いて算定しておりますが、OLTについては、特段の見直しがないことから、新たな局内ファイバの接続料を用いておりません。</p> <p>新たな局内ファイバの接続料を用いない理由として、以下の考え方24に記載されるように「例えば、需要量や設備構成等が大きく変動した場合にのみ算定方法を見直す」とされておりますが、大きく変動した場合というのは、どの程度大きく変動した場合であるのか、具体的に基準を設け、明確にさせていただく必要があると考えます。(KDDI)</p> <p><small>＜東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の改定案に対する意見及びその考え方(実費費用方式に基づく平成14年度の接続料等の改定)＞ 考え方24 このような将来原価方式によって算定された接続料は、例えば、需要量や設備構成等、前提条件が大きく変動した場合にのみ、算定の見直しを行うべきものである。【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の改定の認可～平成16年2月18日～】</small></p>	<p>考え方4</p> <p>今回の申請は、局内スプリッタ以下の設備構成を変更したことによるものであって、OLTについて変更するものではない。</p> <p>本接続料は将来原価方式により算定されており、一部算定要素(局内光ファイバの接続料)が変動したことをもって接続料の見直しを行うことは適当ではない。</p> <p>なお、どの程度変動した場合に算定方法を見直すかについては、一般的な基準を設けることは困難であり、個別ケースによって判断されることが適当である。</p>
<p>意見5 接続事業者が相互接続によりユーザにどの程度の品質のサービスを提供できるか確認するため、また効率的な接続形態および新サービス提供の可能性を検討するため等に情報開示を接続事業者が要望した場合には、明確な理由がない限り、その情報を速やかに開示すべき。</p> <p>○ 当社は、地域IP網との相互接続にあたり、品質の把握、および新たなインタフェース条件による接続の可能性の検討等の目的から、従来より東・西NTTに対し、地域IP網のバックボーン情報の開示を要望してまいりました。</p> <p>これに対し、東・西NTTは「ISP事業者と接続するインタフェース条件として特に必要でない」との見解を示し、一度も情報を開示されることはありませんでしたが、本認可申請に関する東・西NTTの説明会(平成15年2月6日)において、初めてそのバックボーンを接続事業者に対し公開されたものと認識しております。</p> <p>接続事業者が相互接続によりユーザにどの程度の品質のサービスを提供できるか確認するため、また効率的な接続形態および新サービス提供の可能性を検討するため等に必要であるとして情報開示を接続事業者が要望した場合には、明確な理由がない限り、その情報を速やかに開示していただきたいと考えます。</p>	<p>考え方5</p> <p>NTT東日本・西日本においては、接続事業者が相互接続によりユーザにどの程度の品質のサービスを提供できるか等の情報が接続に当たり必要な情報であれば、接続事業者の要望に応じて、当該情報を速やかに開示するべきである。</p> <p>また、開示できない場合は、その合理的理由を接続事業者に対して明示すべきである。</p>

<p>その結果として、相互接続の円滑化が図られ、お客様の利便の向上につながるものと考えます。(KDDI)</p>	
<p>意見6 改定される接続料と利用者料金との関係について、反競争的でないことを詳細に検討すべき。</p> <p>○ このたびのNTT東西殿におけるルーティング伝送機能の接続料改定及びNTT東日本殿におけるBフレッツ・サービスのニューファミリー(100Mb/s)タイプの提供に用いられる設備との接続に関する接続料改定において、特にルーティング伝送機能の接続料において引き下げが図られたことは評価しますが、改定される接続料と利用者料金との関係について、反競争的でないことを詳細に検証すべきであると考えております。</p> <p>接続料と利用者料金との関係について、検証の対象となるサービスについては、「専用サービス及びデータ系のサービスのうち、例えばDSLサービスや光関連サービスのように、市場が形成途上であり、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるものについては、優先順位は高い。」(平成14年8月7日「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」30ページ)とされており、さらに「データ伝送系の一部のサービス(フレッツADSL、Bフレッツ等)については、接続料設定の際、東・西NTTにおいてサービス毎に接続料と利用者料金との関係を自主的に検証しているところである。」(同30～31ページ)とあります。こうした基準に従えば、今回の接続料改定の対象であるBフレッツ・サービスは接続料と利用者料金との関係を検証すべき優先順位が高いサービスです。しかしながら、当該検証が自主的に行われたかどうかについては明らかではありません。(JT)</p>	<p>考え方6</p> <p>Bフレッツ・サービスのニューファミリータイプの提供に用いられる設備に係る接続料については、平成14年度接続料改定の際に、利用者料金との関係の検証を行っている。結果は、(特にNTT西日本において)専用線のように多くの営業費を見込んでいる訳ではないが、(特にNTT西日本)における光サービス市場は熾烈な価格競争が生じているところであり、現在の接続料と利用者料金との関係が適切でないとは言えないというものであった。</p> <p>したがって、本申請によって接続料が更に引き下がることから、両者の関係が不相当となることはない。</p>
<p>意見7 本年2月14日の情通審答申の考え方において、「反競争的であるとは認められない」とする根拠となるコスト情報及び具体的な検証課程が明らかにされていない。</p> <p>○ また、接続料と利用者料金との関係については、本年2月14日に貴審議会が認可が妥当と答申した実際費用方式に基づく平成14年度の接続料等の改定に際して、「NTT東西から、Bフレッツ、フレッツADSL、専用サービス(DA、ATMメガリンク、メトロハイリンク)について、検証に必要な資料の提出を求めた。結果としては、NTT西日本における専用線の一部を除き、利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、その程度も専用線においては概ね2～3割を超えるものであり、反競争的であるとは認められない。また、Bフレッツ及びADSLにおいてはその程度が専用線を下回るものであるが、現在の市場環境を鑑みれば、必ずしも反競争的であるとは認められない。」と審議会資料に記載されております。しかしながら、NTT東西殿から提出されたコスト情報及び具体的な検証過程が明らかにされてい</p>	<p>考え方7</p> <p>平成14年度の接続料の改定に際しては、接続料が設定されている設備についてはその接続料を想定される収容ユーザ数で除し、接続料が設定されていない設備についてはその費用を想定される各設備の収容ユーザ数で除し、それらを足し上げることによって1ユーザ単位のネットワークコストを計算し、それと利用者料金を比較することによって、検証を行っている。</p> <p>ただし、2月14日付け審議会答申別紙資料考え方27にあるとおり、1加入者当たりの接続料の算定において、設備当たりの収容ユーザ数等企業の営業情報が含まれることから、これらを公表していないものである。</p>

<p>いため、どのような結果をもって、検証対象とされた諸サービスの接続料と利用者料金との関係が反競争的でない結論づけたのが全く明らかではありません。(JT)</p>	
<p>意見8 接続料と利用者料金との関係の検証を本件の認可前に実施するとともに、NTT東日本・西日本から提示されたコスト情報、具体的な検証課程及びその結果について、可能な限り詳細に公表すべき。また、その内容について意見募集を行うべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ つきましては、貴審議会及び総務省殿において、Bフレッツ・サービスのニューファミリー(100Mb/s)タイプの提供に用いられる設備との接続に関する接続料と利用者料金との関係の検証を本件の認可前に実施していただくとともに、検証の透明性を確保するために、NTT東西殿から提示されたコスト情報、具体的な検証過程及びその結果について、可能な限り詳細に公表していただきたいと考えます。また、その内容については、意見募集を行うことにより広く意見を求めることが、検証の精緻化を図る上で必須であると考えます。(JT)</p>	<p>考え方7に同じ。</p>

